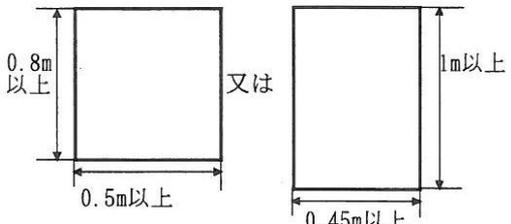
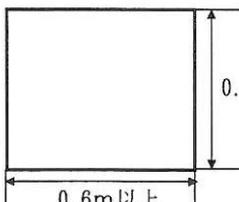
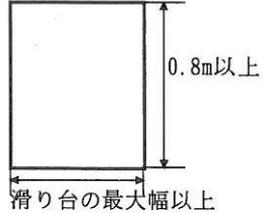
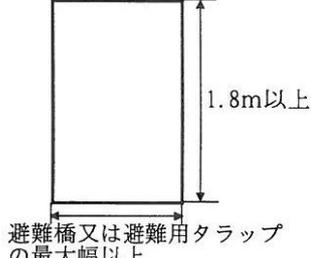


15 避難器具

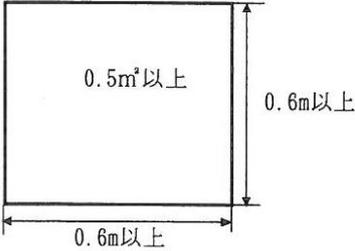
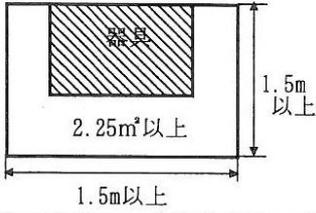
- 1 避難器具取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地及び避難通路については、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号。以下、第15避難器具において「告示第2号」という。）により定められているが、具体的には別紙1から別紙5までによるほか、当該避難器具の形態及び操作方法に応じて次に示すとおり、容易かつ安全に使用して避難できるものであること。（平成9年4月1日において現に存する防火対象物等には、告示第2号は遡及されないので注意すること。）
 - (1) 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2 m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。
 - (2) 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難器具の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難器具の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない。
- 2 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを設置する場合は、次によること。
 - (1) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊り元は、建物側とすること。
 - (2) 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置すること。
 - (3) 手すりその他、転落防止の措置を講じた概ね2 m²以上の床面積を有するバルコニー等外気に接する部分の床に設置すること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。
- 3 標識にあっては、次によること。

避難器具を設置又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）の見やすい箇所に、告示第2号第5に定める標識（以下「告示標識」という。）及びその使用方法を明記した表示を設けること。
- 4 同一縦系列住戸に設置される避難器具は、相互に1m以上の間隔を保つこと。ただし、バルコニー等の規模により1m以上確保できない場合は、避難はしごの操作及び降下に支障がない場合に限り、相互間を1m未満とすることができるものとする。
- 5 避難はしごを使用した場合における最下部横桟から降着面等までの高さは0.5m以下であること。
- 6 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他、避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、原則として滑り台又は救助袋とすること。ただし、幼稚園、保育園等については避難が困難な者の状況に応じて、緩降機とすることができるものとする。

取付部の開口部の大きさ

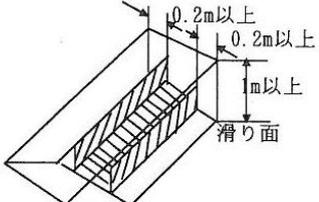
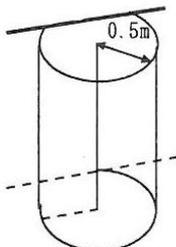
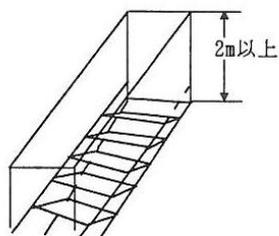
避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩滑り機 滑り棒 避難ロープ</p>	<p>○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 又は 高さ 1m以上 幅 0.45m以上</p> <p>○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合直径0.5m以上の円が内接できるものであること</p>	
<p>救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p>	
<p>滑り台</p>	<p>高さ 0.8m 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	
<p>避難橋 避難用タラップ</p>	<p>高さ 1.8m 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	

操 作 面 積

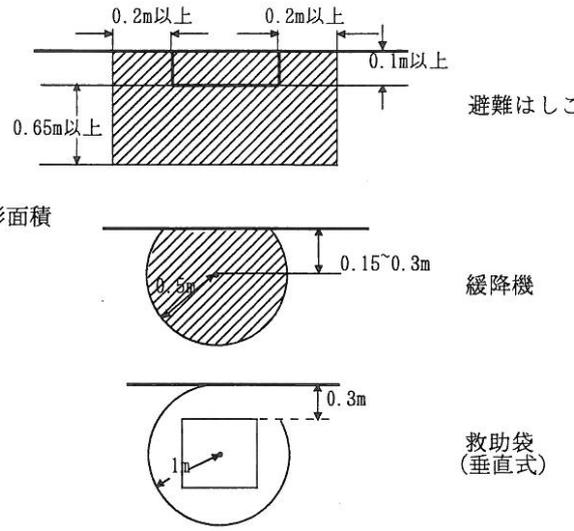
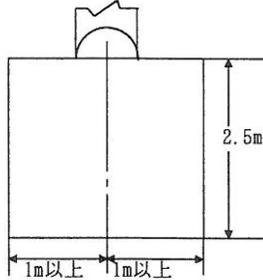
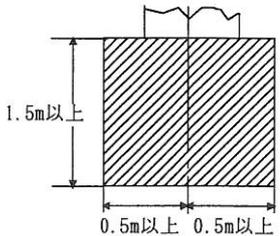
避難器具の種類	操 作 面 積
避難はしご 緩降機 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ	<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。) かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの</p> 
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	<p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上(器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の線作業面積は2.25㎡以上とすること。</p> 
滑り台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ

降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向 (縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に0.2m以上及び器具の全面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲</p>	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。</p>	
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては25°、下部にあっては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と側面との間隔(最上部を除く。)は0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m))以上とすることができる。</p>	<p>$L = H \times 0.2$</p>
<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上(ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m)以上)</p>	

<p>滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲内</p>	
<p>滑り棒 避難ロープ</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の側面側に対しては、この限りでない。</p>	
<p>避難橋 避難用タラップ</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	

避 難 空 地

避難器具の種類	避 難 空 地
<p>避難はしご 緩降機 救助袋 (垂直式) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p>	 <p>0.2m以上 0.2m以上 0.1m以上 0.65m以上 避難はしご</p> <p>降下空間の水平投影面積以上の面積 0.5m 0.15~0.3m 緩降機</p> <p>0.3m 1m 救助袋 (垂直式)</p>
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線からそれぞれ1m以上の幅</p>  <p>2.5m 1m以上 1m以上</p>
<p>滑り台</p>	<p>滑り台の下部先端から1.5m以上及び滑り台の中心線から左右のそれぞれ0.5m以上の範囲</p>  <p>1.5m以上 0.5m以上 0.5m以上</p>
<p>滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ</p>	<p>避難上支障のない広さ</p>

避 難 通 路

避難器具の種類	避 難 通 路
避難はしご 緩降機 救助袋 滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保された通路
避難橋	避難空地から避難安全上な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路